

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年3月30日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	大野義信
同	露原行隆

記

1 措置の通知

平成28年度定期監査（学校園）の結果に対する措置
平成28年3月23日付け 八教総人第1168号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成28年度学校園定期監査の結果に対する措置の内容

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 休暇等の処理について 有給休暇等カードにおいて時間年休等の所属長の休暇承認漏れや出勤簿において出勤した際の押印漏れ等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成28年9月14日)
<p>2 アルバム制作関係事務について (1) アルバム制作代金の支払において、契約書に納品完了時に代金を支払う旨が定められているが、納品前に代金が支払われているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成29年1月13日)
<p>(2) 見積書を徴する際に条件提示が不十分であるものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成29年2月24日)
<p>3 修学旅行・林間学舎等関係事務について (1) 修学旅行等に係る契約について、契約書を作成していないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成28年10月31日)
<p>(2) 林間学舎に係る契約について、見積書を徴する際に条件提示が不十分であるものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成29年2月24日)
<p>4 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について (1) 支出に係る伺書について、会計責任者による支出手続完了後の確認がされていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成28年8月25日)
<p>(2) 保護者に返却すべき委任状が学校園に保管されているものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成29年1月10日)
<p>5 受託事業に係る事務について (1) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業について、謝金に係る領収書に領収日が記載されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成28年9月7日)

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
(2) 土曜スクール(地域に開かれた学校づくり)事業に係る事業実績報告書について、添付の支出明細書に経費内訳が具体的に記載されていないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済(平成28年12月21日)
		事業実績報告書について、作成した教材等の内容を具体的かつ明確に支出明細書に記載するよう改めました。
6 学校徴収金等の取扱いに係る事務について	措置状況	2. 措置予定
(1) 出納を行うための預金口座において、過年度の残金が毎年繰り越されているものがあつたので、管理する預金口座の状況を確認し、適切な事務処理を行うこと。		指摘のあつた預金口座における過年度の残金については、教材費に係る収入として繰り入れる等の処理を平成29年3月17日までに行いました。 また、全学校を調査し、過年度の残金が繰り越されているものがあつた学校については、同月末日までに適切な処理を行う予定です。
(2) 教材費の納入業者への支払が滞っているものがあつたので、適切な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済(平成29年3月17日)
		未払の教材費について、納入業者への支払を完了しました。
(3) 収入、支出等に係る伺書において、作成をしていないもの、決裁日等の記載が漏れているもの、必要な書類が添付されていないもの等があつた。また、学校徴収金徴収台帳や金銭出納簿が作成されていないものがあつたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済(平成29年2月15日)
		作成されていなかった伺書の作成や決裁日等の記載漏れ、必要書類の添付のないもの等については是正を行うとともに、学校徴収金徴収台帳及び金銭出納簿を作成して適正に事務処理を行うよう事務処理を改めました。
(4) 会計責任者は各学期末日における預金通帳、金銭出納簿、証拠書類を照合して預金(現金)の確認を行うとともに、監査委員2名以上を選任して毎年1回校内会計監査を実施することとされているが、いずれも実施されていないことから、適切な学校徴収金の管理体制等を構築すること。	措置状況	2. 措置予定
		監査委員を平成28年9月14日に選任しました。 また、会計責任者による学期末日における預金通帳、金銭出納簿及び証拠書類の照合並びに預金の確認と監査委員による校内会計監査を平成29年3月末日までに実施する予定です。
教育委員会において、学校現場における現金取扱いの安全性とその効率性を確保した事務処理のあり方について改めて検討されたい。	措置状況	3. 検討中
		学校現場における現金取扱いについては、八尾市学校徴収金等取扱要綱等を定めて運用を行っており、現在、教育委員会においてその現状や取組に関して全学校に対し調査を行い、問題点や課題等を集約しているところです。 その結果も踏まえ検証を行い、学校現場における現金取扱いの安全性とその効率性を確保した事務処理のあり方について検討を行ってまいります。